農地法関係申請に係る提出書類

＊第4条・第5条許可申請＊

	書類	部数	備考
◎	許可申請書	1	自署の場合押印省略可能（但し、申請書上部の捨印は必要）
◎	土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）※	1	・現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付 （証明書は法務局発行or電子証明、どちらでも可）
◎	公図（写し）※	1	・申請地を表示する図面 （公図は法務局発行or電子証明、どちらでも可）
△	案内図（位置図）	1	・申請地の位置及び付近の状況を表示する地図 （Googleマップやゼンリン地図等に申請地を図示下さい）
○	平面図（計画図）	1	・申請地に建設しようとする建物又は施設の長さ、位置、高さ及び施設間の距離と排水の経路を表示すること
	断面図（計画図）	1	・申請地周辺（土地の境界付近を図示）
	地積測量図	1	・概ね申請の一年前までに分筆を行った場合のみ
	同意書	1	・所有者が複数名による共有であり、その共有者のうち一部の者が、4条申請を行う場合：「その他の共有者の同意書」 ・抵当権・仮登記等が設定されている場合：「設定者の同意書」 ・申請地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合：「耕作者の同意書」 （賃借権の解約を行った場合は不要）
	確約書（誓約書）	1	・一時転用の場合：「事業完了後、農地に復元すること」を土地所有者と事業計画者との連名で作成
	法人の登記事項証明書※	1	・法人の場合のみ(法人格を持たない団体等は、規約等を添付)
	定款※	1	・法人の場合のみ
◎ ○	資金証明書	1	・自己資金の場合　　金融機関の残高証明等 ・借入金の場合　　金融機関の融資証明等 ・移転補償費の場合　　移転補償に関する契約書の写し ・事業計画者が地方公共団体等の場合は予算の議決書等
	農地転用事業計画書	1	・事業計画者が法人の場合 ・個人での転用目的が業務に係る施設等の場合 ・土地造成のみを目的とする場合（資材置場、駐車場、宅地造成等）
	土地改良区意見書	1	・申請地が土地改良区の地区内にある場合 ・該当の土地改良区へ申請が必要
	他法令の許認可書等	1	・都市計画法第29条の開発許可 ・砂利採取法第16条の採取計画の認可 ・墓地、埋葬に関する法律第10条の許可等 （申請中の場合は、担当機関の申請書等(受理印ｱﾘ)の写しを添付）
△	現況写真	1	・全景、排水先、接道状況のわかるもの
	委任状	1	・申請者が複数の場合は各々

※原則コピー不可

☆転用事業完了時には、「農地転用完了報告書」にあわせて、工事完了写真もご提出下さい。
☆上記は一般的な事例の場合であり、申請の内容により上記以外の書類の提出を求める場合があります。

表、左端のマーク等について説明

◎：申請人にて確実に準備が必要なもの
○：基本準備が必要であるが、状況に応じて省略が可能なもの （事前に相談ください）
△：基本準備が必要であるが、申請人の事情に応じ、農業委員会事務局が用意可能なもの （事前に相談ください）
マーク無し：備考の条件にあてはまる場合に準備いただくもの